

申告に必要なもの

市・道民税の申告、所得税の確定申告に共通

- 本人確認書類
- 印鑑
- 平成 29 年 1 月から 12 月までの収入や必要経費が分かる書類
 - 給与収入や年金収入がある方…源泉徴収票（原本）
 - 営業収入や不動産収入などがある方…収入と経費が分かる帳簿、領収書、収支内訳書など
- 各種控除の証明書
 - 医療費控除を申告される方…医療費控除の明細書または領収書
 - セルフメディケーション税制による医療費の特例控除を申告される方…セルフメディケーション税制の明細書または領収書、および健康診査や予防接種などを受けたことが分かる領収書の原本または結果通知表の写し

医療費控除の申告またはセルフメディケーション税制による医療費の特例控除の申告をされる方は、事前にそれぞれの明細書入手し、記入してお持ちください。従来どおり領収書により申告をする場合も、事前に集計しておいてください。

明細書の様式は国税庁ホームページからダウンロードできます。市税務課、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンターでも配布しています。

注意 医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費の特例控除を同時に申告することはできません。



- 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、社会保険料、寄附金などの領収書
 - 国民年金保険料、生命保険料、地震保険料（旧長期損害保険料を含む）の控除証明書
 - 障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- 所得税の還付申告をする場合は振込先口座番号が分かるもの（申告者本人名義に限ります）

本人確認書類とは

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	身元確認書類
≪本人のマイナンバーを確認できる書類≫ 次のうち 1 点 ● 通知カード ● マイナンバーの記載がある住民票の写し、または住民票記載事項証明書 など	≪記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類≫ 次のうち 1 点 ● 運転免許証 ● 在留カード ● パスポート ● 障害者手帳 ● 公的医療保険の被保険者証 など



- ▶ 申告者本人のほかに、控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者がいる場合は、全員の番号確認書類をお持ちください
- ▶ 代理人が申告する場合は、申告者の番号確認書類のほかに、委任状と代理人の身元確認書類が必要です

本人確認書類を忘れずに！



要介護認定者の障害者控除
障害者手帳などの交付を受けていない方でも、介護保険法の要介護認定者で、平成 29 年 12 月 31 日現在の状態が、一定の基準に該当する場合は、所得税と市・道民税の障害者控除を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

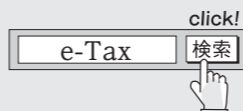
問合せ先
市高齢介護課介護保険グループ

個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告

申告期限 4 月 2 日(月)
受付時間 午前 9 時～午後 4 時
申告会場・問合せ先
岩見沢税務署（2 東 4） ☎ 22 局 0810

かんたん便利な e-Tax の利用を

自宅のパソコンから各種確定申告が簡単にできます



税の申告受付が始まります

（土・日曜日、祝日を除く）

市・道民税の申告



申告会場
・
受付日時

- コミュニティプラザ（有明町南 1）
2 月 16 日(金)～28 日(水) 午前 9 時 30 分～午後 4 時
※この申告期間中、市役所本庁での受け付けはできません。なお、隣接するコミュニティ西駐車場は、30 分を超える駐車は有料です。できるだけ、公共交通機関をご利用ください。
- 市役所本庁税務課市民税グループ
3 月 1 日(木)～15 日(木) 午前 9 時～午後 5 時
※他会場での受付日程は、広報いわみざわ 1 月号の折込チラシをご覧ください。
問合せ先 市税務課市民税グループ

【申告が必要な方】

- ◆平成 30 年 1 月 1 日現在、市内に住所があり、平成 29 年中に給与、年金、家賃などの収入があった方（年金収入のみの場合、65 歳未満は 102 万円超、65 歳以上は 152 万円超）
- ◆非課税所得（遺族年金、障害年金など）のみの方や所得のない方で、次のいずれかに該当する方
 - 市の国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者
 - 市の介護保険の 65 歳以上の被保険者
 - 国民年金保険料の免除申請をしている
 - 所得証明や課税証明などを必要とする

ただし、次の方は申告不要です

- 税務署で確定申告を行う
- 所得がなく、市内に住所のある方の控除対象配偶者、扶養親族になっている
- 給与収入のみで、勤め先から岩見沢市へ給与支払報告書が提出されている（医療費控除や社会保険料控除、扶養控除などを追加で受けようとする場合には申告が必要です）
- 年金収入のみで、年金の源泉徴収票に記載されている控除に変更・追加がない

所得税の確定申告

受付日時 2 月 16 日(金)～3 月 15 日(木) 午前 9 時～午後 4 時
申告会場・問合せ先 岩見沢税務署（2 東 4） ☎ 22 局 0810

【申告が必要な方】

- ◆事業をしている方や不動産収入のある方
 - ◆一定の金額を超える公的年金、満期保険金などのある方
 - ◆給与所得者で次に該当する方
 - 給与の年間収入が 2 千万円を超えている
 - 2 カ所以上から給与を受けている
 - 給与所得以外の所得が 20 万円を超えている
- ※このほかにも申告が必要な場合がありますので、お問い合わせください。

- ◇確定申告をする必要のない方でも、次のような場合、還付申告をすると源泉徴収された所得税が戻ることがあります
 - ローンにより住宅を取得した場合
 - 医療費を一定額以上支払った場合
 - 年の途中で退職し、再就職していないなど

税理士会による無料還付申告相談

日時 2 月 17 日(土) 午前 10 時～午後 3 時
会場 まなみーる文化センター（9 西 4）
対象 給与所得者、年金受給者などで医療費控除や住宅借入金等特別控除などの還付申告をする方や年末調整をしていない方
問合せ先 北海道税理士会岩見沢支部（緑が丘 5 飯田枢税理士事務所内）
☎ 32 局 1200

申告期間間は、大変混雑します
申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷して郵送などにより提出することができますので、早めに提出しましょう。

